

長久手町交通安全条例新旧対照表

新	旧
<p>(<u>飲酒運転の根絶</u>) <u>第五条 町は、町民関係機関等と連携し、飲酒運転の根絶のための活動を推進するものとする。</u></p> <p>(<u>高齢者等交通弱者の交通安全対策</u>) <u>第六条 町は、交通弱者である高齢者、子ども、歩行者等の安全を図るため、その情報の提供及び交通安全啓発活動を推進するものとする。</u></p> <p>(<u>シートベルト等の着用等の推進</u>) <u>第七条 町は、シートベルト（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の三に規定する座席ベルトをいう。）の全席着用及びチャイルドシート（同法第七十一条の三に規定する幼児用補助装置をいう。）の使用の促進を図るため、広報啓発活動を推進するものとする。</u></p> <p>(<u>良好な道路交通環境の確保等</u>) <u>第八条 略</u> (交通安全教育の推進)</p> <p><u>第九条 略</u> (交通安全推進協議会の設置)</p> <p><u>第十条 略</u> (団体への援助等)</p> <p><u>第十一条 略</u></p>	<p>(<u>良好な道路交通環境の確保等</u>) <u>第五条 略</u> (交通安全教育の推進)</p> <p><u>第六条 略</u> (交通安全推進協議会の設置)</p> <p><u>第七条 略</u> (団体への援助等)</p> <p><u>第八条 略</u></p>

(広報の実施及び情報の提供)

第十二条 略

(交通死亡事故等発生時の措置)

第十三条 略

(委任)

第十四条 略

附 則

この条例は、平成二十二年十二月 日から施行する。

(広報の実施及び情報の提供)

第九条 略

(交通死亡事故等発生時の措置)

第十条 略

(委任)

第十一条 略

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。